

阿賀野市条例第 2 4 号

阿賀野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

阿賀野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年阿賀野市条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 市長又は教育委員会は、法別表の各項の下欄に掲げる事務又は法第 9 条第 1 項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。

別表第 1 に次のように加える。

8 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
9 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2 の 1 6 の項から 2 1 の項までを次のように改める。

1 6 市長	妊産婦の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。) (2) 外国人生活保護関係情報 (3) 健康保険法(大正 1 1 年法律第 7 0 号)、船員保険法(昭和 1 4 年法律第 7 3
--------	------------------------------	--

		号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。) (4) 住登外者宛名情報
17 市長	特定不妊治療に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 医療保険給付関係情報 (2) 住登外者宛名情報
18 市長	不育症治療に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 医療保険給付関係情報 (2) 住登外者宛名情報
19 市長	重度心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)

		(2) 医療保険給付関係情報 (3) 住登外者宛名情報
20 市長	ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 地方税関係情報 (2) 医療保険給付関係情報 (3) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第13条各号に規定する情報 (4) 住登外者宛名情報
21 市長	子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 医療保険給付関係情報 (2) 住登外者宛名情報

別表第3に次のように加える。

2 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
---------	---	----	----------------------

附 則

この条例は、令和8年12月21日から施行する。